株主各位

第12回定時株主総会の招集ご通知に際しての電子提供措置事項

■事業報告

- 1. 企業集団の現況
 - (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況
 - (4) 対処すべき課題
 - (5) 主要な事業内容
 - (6) 主要な営業所及び工場
 - (7) 使用人の状況
 - (8) 主要な借入先の状況
 - (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項
- 2. 会社の現況
 - (1) 株式の状況
- 3. 新株予約権等の状況
- 4. 会計監査人の状況
- 5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
- 6. 会社の支配に関する基本方針

■連結計算書類

- 連結貸借対照表
- 連結損益計算書
- · 連結株主資本等変動計算書
- ・連結注記表
- ■計算書類
- 貸借対照表
- ・損益計算書
- 株主資本等変動計算書
- 個別注記表
- ■連結計算書類に係る会計監査報告
- ■計算書類に係る会計監査報告
- ■監査等委員会の監査報告

上記事項につきましては、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して 交付する書面には記載しておりません。なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、 株主の皆様に電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りしております。

株式会社ZUU

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

[X	分	第 9 期 (2022年 3 月期)	第 10 期 (2023年 3 月期)	第 11 期 (2024年 3 月期)	第 12 期 (当連結会計年度) (2025年 3 月期)
売	上	高(千円)	3,376,755	3,399,884	2,899,531	2,993,718
経常利 又は経	リ益 圣常損失(△)	(千円)	△242,701	209,792	126,142	54,957
当期紅	土株主に帰属 屯利益 当期純損失(△	(千円)	△230,723	90,031	△45,163	120,104
	んり当期純利 期純損失(△)	益 (円)	△48.71	18.96	△9.51	25.29
総	資	産(千円)	2,006,592	3,065,954	9,329,536	9,645,600
純	資	産(千円)	1,195,546	1,355,606	4,921,310	6,297,284
1 株	当たり純資	資産 (円)	232.17	264.89	255.44	278.19

⁽注) 1株当たり当期純利益又は当期純損失 (△) は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、 1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区	分	第 9 期 (2022年3月期)	第 10 期 (2023年3月期)	第 11 期 (2024年 3 月期)	第 12 期 (当事業年度) (2025年 3 月期)
売 上	高(千円)	3,310,683	3,280,123	2,315,939	1,929,274
経常利益又は約 失(△)	経常損(千円)	△128,686	289,304	△126,404	△479,149
当期純利益又(純損失(△)	^{は当期} (千円)	△233,210	106,880	△168,495	△87,330
1株当たり当期 又は当期純損失		△49.24	22.50	△35.48	△18.39
総資	産(千円)	1,725,967	2,008,331	1,765,024	1,858,394
純 資	産(千円)	1,220,012	1,324,746	1,152,180	1,056,557
1株当たり紅	も資産 (円)	238.33	260.81	225.34	206.95

⁽注) 1株当たり当期純利益又は当期純損失 (△) は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、 1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

(4) 対処すべき課題

① フィンテック・プラットフォームの更なる地位確立と経営者ネットワークの強化

当社グループは、金融系メディアのユーザーを事業基盤としており、今後の更なる事業成長のためには、当該メディアのユーザー規模及びブランド力の強化が不可欠であります。そのために、当社メディアを活用するユーザーへのサービス・ラインナップを順次拡充、UI/UX (注) の向上に伴うサイト基盤の強化、コンテンツの効率的な制作体制の構築、費用対効果を伴った広告宣伝施策による会員を中心とするユーザー層の拡大等を積極的に推進して参ります。特に、当社のフィンテック・トランザクション事業のターゲットでもある経営者層とのネットワーク強化に向けて、外部企業連携による当社メディアの経営層ユーザーの規模拡大等に注力して参ります。

(注): UI/UXとは、User Interface/User Experienceの略で、UIはユーザーが操作する時の画面表示や言葉等の表現や操作感を、UXはユーザーがサービスを通じて得られる体験・感じたことを、それぞれ意味します。

② 新規事業・サービスへの積極的な取り組み

当社グループが企業価値を向上させ、高い成長を継続させていくためには、事業規模の拡大とマネタイズの多様化を図っていくことが必要と認識しております。そのためには、積極的に新規事業・サービスを立ち上げしていくことが課題と認識しております。このような環境下において、当社グループはユーザーの属性や行動履歴データの蓄積に伴うユーザーの会員化、金融免許が必要となるクラウド・ファンディングの領域等の新たなサービス展開を随時開始しており、今後も次の柱となる事業の創出に向けて取り組んで参ります。

③ アライアンスの強化による事業の拡大

当社グループでは、全国の金融事業者及び金融事業に参入を目指す非金融事業者を事業パートナーと位置付けております。今後も、既存の事業パートナーとのアライアンスの強化、新たな事業パートナーの拡大によって、双方にメリットのある取り組みを進め、強固なエコシステムの構築を目指して参ります。

④ システムの安定性確保

当社のサービスはインターネットを通じて提供されており、システムの安定的な稼働及び何らかの問題が発生した際の適切な対応が重要であると考えております。今後も事業規模の拡大に応じた適切な設備投資を行い、システムを整備・強化し、システムの安定性確保に努めて参ります。

⑤ 優秀な人材の確保・育成

当社グループは、今後の事業拡大や継続的な成長を目指す上で、社内外の優秀な人材の採用と育成が極めて重要な課題であると認識しております。そのため、能力のみならず、当社の経営理念と企業文化を共有できる人材の採用強化を心掛け、また、社外の優秀な専門家との良好な人的ネットワークの構築・維持も図って参ります。加えて、既存社員の能力及びスキルの向上のため、各種研修等の人材育成制度を充実させることによって、企業と人材が共に成長することのできる体制の整備・維持・改善を積極的に推進して参ります。

⑥ 組織体制の整備・拡充

当社グループが今後更なる業容の拡大を実現するためには、業務効率化の徹底と合わせて、支障なく経営管理業務を遂行できるように社内体制や人員の強化を図り、企業としての基盤を確立させることが重要な課題であると認識しております。そのため、内部統制を有効に整備し、運用を推進することで、内部管理体制を強化して参ります。更に、事業の透明性を高めることは、ユーザー、顧客企業、株式市場等の皆様からの信頼を得るためには極めて重要なことであり、引き続き、財務報告等の開示体制の強化に努めて参ります。

⑦ コンプライアンス体制及び情報管理体制の強化

当社グループの主要な顧客が属する金融業界においては、金融取引だけでなくその広告に関しても、法令、業界団体の自主規制等があります。また、顧客企業の多くが株式公開企業であることもあり、当社グループとの取引において顧客企業のインサイダー情報を取り扱う場合があります。当社グループが適正な事業活動を行うためにも、コンプライアンス及び情報管理を徹底していくよう努めて参ります。

(5) 主要な事業内容(2025年3月31日現在)

事業区分	事業内容
フィンテック・プラットフォーム事業	・ユーザーへの金融コンテンツ提供・デジタル店舗の掲載・金融機関等への送客事業・広告掲載・メディア・プラットフォームの構築と運営・デジタル・マーケティング領域におけるコンサルティング
フィンテック・トランザクション事業	・アドバイザーマッチング ・スモールM&A仲介 ・当社のコアバリューである鬼速PDCAをベースとした業務効 率化・生産性向上のためのPDCAシステム及び付帯する組織コンサルティング ・IFA事業 ・融資型クラウド・ファンディング ・株式型クラウド・ファンディング

(6) 主要な営業所及び工場 (2025年3月31日現在)

① 当社

本社:東京都港区

(注) 当社は2025年2月25日付で本社を東京都目黒区から移転しております。

② 子会社

株式会社COOL SERVICES:東京都世田谷区

株式会社COOL:東京都世田谷区 株式会社ユニコーン:東京都新宿区

株式会社ZUU Wealth Management:東京都港区

ZUU Funders株式会社:東京都港区 株式会社ZUU IFA:東京都港区

ZUU SINGAPORE PTE. LTD.: シンガポール シンガポール市

株式会社経済界:東京都千代田区

株式会社経済界俱楽部:東京都千代田区

(7) 使用人の状況 (2025年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
フィンテック・プラットフォーム事業	51 (11) 名	10名減(4名減)
フィンテック・トランザクション事業	49 (9) 名	22名減(3名増)
全社 (共通)	21 (7) 名	4名増(1名増)
合計	121 (27) 名	28名減(一)

⁽注) 使用人数は就業人員数であり、臨時雇用者数(アルバイト、パートタイマー及び人材会社からの派遣社員を含む。) は、年間の平均人員数を()内に外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使	用	人	数	前事業年度末比増減	平	均	年	樹令	平	均	勤	続	年	数
	98 (24) 名		23名減(3名減)		34.3	歳				3.1	年		

⁽注) 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数(アルバイト、パートタイマー及び人材会社からの派遣社員を含む。) は、年間の平均人員数を()内に外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2025年3月31日現在)

借入先	借入残高
りそな銀行	73百万円
横浜銀行	49百万円
武蔵野銀行	44百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2025年3月31日現在)

① 発行可能株式総数 15,000,000株

② 発行済株式の総数 4,749,860株

③ 株主数 1,201名

④ 大株主

株	主	名	持	株	数	持	株	比	率
冨田 和成				2,40	4,300株			50	0.62%
吉岡裕之				35	1,000株			-	7.39%
株式会社ACI	Nホールディングス			284	4,400株]	5.99%
赤羽 雄二				128	8,980株				2.72%
株式会社日本	スカストディ銀行(信託口])		12	1,100株			2	2.55%
トミーアセッ	トマネジメント株式会	社		113	3,300株			,	2.39%
合同会社高木	企画			92	2,800株				1.95%
柏木 拳志				76	6,600株				1.61%
森 大地				6	1,160株				1.29%
西村 裕二				50	0,500株	·			1.06%

⁽注) 持株比率は自己株式 (224株) を控除して計算しております。

⑤その他株式に関する重要な事項 該当事項はありません。

3. 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予 約権の状況

該当事項はありません。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

		第 1 3 回 新 株	予 約 権			
発行決議日		2024年9月27日				
新株予約権の数			285個			
新株予約権の目	的となる株式の種類と数	普通株式 (新株予約権1個につき	28,500株 100株)			
新株予約権の払	込金額	新株予約権と引換えに払い ない	い込みは要し			
新株予約権の行 価額	使に際して出資される財産の	新株予約権1個当たり 74,800円 (1株当たり 748円)				
権利行使期間		2026年10月17日から 2034年9月27日まで				
行使の条件		(注)				
使用人等への	当社使用人	新株予約権の数 目的となる株式数 交付者数	285個 28,500株 57名			
交 付 状 況	子会社の役員及び使用人	新株予約権の数 目的となる株式数 交付者数	_ _ _			

(注) 行使の条件

- (1) 本新株予約権者は、本新株予約権を取得した時点において当該本新株予約権者が当社又は当社の子会社の取締役等の役員又は従業員である場合は、本新株予約権の取得時から権利行使時まで継続して、当社又は当社の子会社の取締役等の役員又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。但し、当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。
- (2) 本新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができない。

- (3) 本新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。但し、以下の①、③、⑨号の場合を除き、当社取締役会が合理的に別段の取扱いを行うことについて賛成した場合にはこの限りではない。
 - ① 禁錮以上の刑に処せられた場合
 - ② 当社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又は当該会社の取締役等の役員若しくは使用人に就任する等、名目を問わず当社と競業した場合(但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。)
 - ③ 法令違反その他不正行為により、当社の信用を損ねた場合
 - ④ 差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 - ⑤ 支払停止若しくは支払不能となり、又は振出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡り になった場合
 - ⑥ 破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合又は自らこれを申し立てた場合
 - ⑦ 就業規則に違反し、懲戒処分を受けた場合
 - ⑧ 役員として果たすべき忠実義務等に違反した場合
 - ⑨ 反社会的勢力又は反市場勢力に該当する疑いのある場合並びに過去5年以内にこれらに該当した 疑いのある場合
- (4) 本新株予約権者の新株予約権の行使に係る権利行使価額の年間(1月1日から12月31日まで)の合計額は、1,200万円を超えてはならない。
- ③ その他新株予約権に関する重要な事項 該当事項はありません。

4. 会計監査人の状況

① 名称

有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	報	酬	等	の	額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額			92	,93	8千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額			92	,93	8千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の 監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監 査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
 - 2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
 - ③ 非監査業務の内容 該当事項はありません。
 - ④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要 当社と会計監査人に関する責任限定契約は、定款上認めておりません。

5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - 1. 当社グループの社会的責任を果たすため、「法令遵守」、「倫理面の充実」、「社会貢献」及び「財務報告の信頼性」を柱とする倫理規範を定め、法令を遵守し、高い倫理規範を持って行動しております。
 - 2. コンプライアンスを経営の重要課題のひとつと位置づけ、社員に対しその重要性を強調、明示し、企業風土づくりに努め、当社における重要な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実等の報告を受けた場合には、遅滞なく取締役会に報告するとしております。
 - 3. 取締役会は、取締役会等重要な会議をとおして各取締役の職務執行を監督し、監査等委員会は取締役会等重要な会議に出席し、取締役の職務執行を監査しております。
 - 4. 社外の弁護士その他第三者機関との関係を保ち、必要がある場合に意見を求め、法令違反等の未然防止に努めております。
 - 5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制を確保しております。
 - 6. 反社会的勢力との関係は、法令違反に繋がるものと認識し、その取引は断固拒絶し反社会的勢力による被害の防止に努めております。
 - 7. 当社グループの取締役が、コンプライアンス上の問題を発見した場合に、速やかに報告できる体制として弁護士による社外相談窓口を設置し、相談・提案を受けた弁護士は、速ややかに監査等委員会へ報告する体制とし、問題の早期発見、解決を図るよう努めております。
 - 8. 社外相談窓口や監査等委員会への報告を行った当社グループの取締役に対して、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止しております。
 - 9. 内部監査担当者は、内部監査規程に基づき法令及び定款の遵守体制に対して監査を行い、 その有効性について評価し、是正、改善の必要があるときは、遅滞なく代表取締役に報告 し、同時に監査等委員会へ報告するものとしております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制 取締役の職務執行に係る情報・文章の取扱いは、当社社内規程及びそれに関する各管理マニュアルに従い、適切に保存及び管理の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程の見直し等を行っております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1. 部門責任者は、その担当業務に関するリスクの把握に努め、優先的に対応すべきリスクを選定した上で、具体的な対応方針及び対策を決定し、適切にリスク管理を実施しております。
- 2. 販売先、外注先、銀行、子会社との取引は業務分掌規程、職務権限規程及び職務権限表、 稟議規程、経理規程、グループ会社管理規程に基づいて行い、コーポレート部部長を責任 者として管理の事務局はコーポレート部が行っております。
- 3. 重要情報の適時開示を果たすため、取締役は、会社の損失に影響をあたえる重要事実の発生の報告を受けた場合は、遅滞なく取締役会または代表取締役に報告し、取締役会または代表取締役において報告された情報が開示すべきものかどうかを判断し、適時適切な開示の指示を行っております。
- 4. 取締役、執行役員、子会社取締役は、取締役会等において会社の財務状況の把握に努め、 担当する部門における月次損益状況を報告し、会社の損失に影響を与える重要事実が発見 された場合は、その情報が開示すべきものかどうかを判断し、適時適切な開示を行うもの であります。
- 5. 内部監査担当者は、内部監査規程に基づきリスク管理体制に対して監査を行い、その有効性について評価し、是正、改善の必要があるときは、遅滞なく代表取締役に報告し、同時に監査等委員会へ報告するものとしております。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - 1. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制として、取締役会を月1回開催するほか、適宜臨時に開催するものとし、経営に係わる業務執行上の重要案件については、取締役及び執行役員にて事前審議を行い、その審議を経て執行決定を行うこととしております。
 - 2. 取締役の業務執行については、取締役会規程、役員服務規程、稟議規程、業務分掌規程、職務権限規程及び職務権限表に基づき、それぞれの責任者及びその責任、執行手続等について定めることとしております。
 - 3. 取締役が業務執行を効率的に行うために、業務の合理化及び手続き等の簡略化に努め、必要があるときはコーポレート部からの助言を得るものとしております。
 - 4. 業務の効率化を図るため、内部統制が有効に機能するようITシステムに関する整備を推進しております。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - 1. 当社グループは、当社グループ全体の企業価値の向上を図り、社会的責任を全うするために、グループ会社間の指揮、命令、意思疎通の連携を密にし、指導、助言、評価を行いながら企業集団としての業務の適正を図るものとしております。
 - 2. 当社グループの業務の適正を確保するための体制として、グループ会社管理規程を定め、 グループ会社の管理はコーポレート部が行うものとしております。グループ会社に重要な 法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実等が発見された場合は、遅滞なくコ ーポレート部管理担当取締役を通じて、取締役会に報告し、同時に監査等委員会へ報告し ております。
 - 3. グループ会社に対する管理、支援等を行う管理者、サポート部門を本社内に定め、当社グループとしての情報の共有・伝達に努めております。
 - 4. 内部監査担当者は、当社及び子会社の内部監査を実施し、その結果を代表取締役に報告しております。

- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - 1. 監査等委員会が、監査の実施のために必要に応じて補助者を配置するよう求めた場合は、 監査等委員会と協議の上、適任者を任命しております。任命された補助者は、監査等委員 会の補助業務を遂行するにあたっては、取締役等の指揮命令を受けないものとしております。
 - 2. 監査等委員会の補助業務を行う補助者を任命した場合は、監査等委員会の指揮命令に従う 旨を当社グループの取締役及び使用人に周知するものとしております。
- ⑦ 上記⑥の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査等委員会の 指示の実効性の確保に関する事項
 - 1. 監査等委員会が、監査の実施のために必要に応じて補助者を配置するよう求めた場合は、 適任者を監査等委員会と協議の上、任命しております。任命された補助者は、監査等委員 会の補助業務を遂行するにあたっては、取締役等の指揮命令を受けないものとしておりま す。
 - 2. 監査等委員会の補助業務を行う補助者を任命した場合は、監査等委員会の指揮命令に従う 旨を当社グループの取締役及び使用人に周知するものとしております。

- ⑧ 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する事項
 - 1. 当社グループの取締役及び使用人は、当社グループに重大な法令違反、定款違反や業績に著しい損害を及ぼすおそれのある事実その他会社運営上の重要事項があるときは、速やかに当社監査等委員会に報告するものとしております。
 - 2. 監査等委員会は、取締役会及び重要な会議への出席、関係資料の閲覧等を行い、積極的な意見交換を行うことができるほか、必要があれば取締役及び使用人に対しその説明を求めるものとしております。
 - 3. 内部監査担当者は、内部監査規程に基づき、内部監査の計画の立案及び実施に当たっては、監査等委員会と密な連携を保つと同時に、定期的な報告を行い、必要に応じて特定事項の調査の依頼を受けるものとしております。
 - 4. 内部統制担当部門は、監査等委員会と密な連携を保つとともに、監査等委員会からの求めに応じて関係部署とともに監査上必要な調査を行うものとしております。
 - 5. 監査等委員会による監査事務に不都合がある場合は内部監査人においてこれを補助しております。
 - 6. 監査等委員会は当社のコンプライアンス体制に問題があると認めるときは、その意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとしております。
- ⑨ その他監査等委員会による監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - 1. 当社グループの取締役及び使用人は監査等委員会またはその補助使用人から業務遂行に関する事項について報告及び関係資料の提出・説明を求められた場合は、迅速、適切に対応するものとしております。
 - 2. 監査等委員会がその職務の執行について、必要な費用の請求をした時は、速やかに当該費用または債務を処理するものとしております。
 - 3. 監査等委員会は監査法人との会合を定期的または随時にもち、財務報告の信頼性について 意見交換を行うものとしております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役会については、取締役会を14回、書面によるみなし決議を12回開催し、法令及び定款その他の各種規程に基づき適法性及び経営判断に基づく妥当性を満たすよう業務執行の決定及び取締役の職務執行の監督を行いました。
- ② 当社は内部監査計画を定め、内部監査を実施し、その結果を代表取締役及び監査等委員会に報告いたしました。
- ③ 当社は役員及び使用人に対し、インサイダー取引防止及びコンプライアンス研修を実施し、 法令遵守意識の定着に努めております。
- ④ 監査等委員の取締役は取締役会及び経営の重要会議に出席しております。また、定期的に代表取締役との間で意見交換を行っております。
- ⑤ 監査等委員会は、会計監査人及び内部監査部門と監査における状況及び課題について定期的に意見交換を行っております。

6. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

科目	金 額	科目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
 流 動 資 産	5,380,492	流 動 負 債	3,127,543
		買,」掛。金	68,677
現金及び預金	2,623,451	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	121,740
売 掛 金	398,181	未 払 金	220,007
人 掛 品	854	契 約 負 債	108,064
		未払法人税等	342,463
営業貸付金	2,153,280	匿 名 組 合 出 資 預 り 金	2,153,280
預 け 金	30,545	顧 客 預 り 金	13,480
その他	179,252	株主優待引当金	11,152
		そ の 他	88,676
貸 倒 引 当 金	△5,072	固 定 負 債	220,772
固 定 資 産	4,265,107	長期借入金	175,440
 有形固定資産	0	資 産 除 去 債 務	26,786
19 形 回 化 貝 烓	U	長 期 未 払 金	12,016
建物(純額)	0	繰延税金負債	6,530
その他(純額)	0	負債合計	3,348,316
		(純 資 産 の 部)	4 000 040
無形固定資産	177,765	株 主 資 本	1,330,263
o h	177,485	資 本 金	879,556
		資本剰余金	880,433
そ の 他	280	利益剰余金	△429,280
投資その他の資産	4,087,342	自 己 株 式 その他の包括利益累計額	△445
	2.074.070		△ 8,971
投資有価証券	3,974,970	その他有価証券評価差額金 為 替 換 算 調 整 勘 定	△3,319 △5,652
敷 金 及 び 保 証 金	96,967	一种皆换异的壁砌足 新株子 約権	73,624
 繰 延 税 金 資 産	7,072	非 支 配 株 主 持 分	4,902,367
その他	8,331	純 資 産 合 計	6,297,284
資 産 合 計	9,645,600	負 債 純 資 産 合 計	9,645,600

連結損益計算書

(2024年4月1日から) (2025年3月31日まで)

	 科			金	額
売	上	高			2,993,718
売	上原	価			1,033,441
売	上 総 和	山 益			1,960,276
販 売	費 及 び 一 般	管 理 費			1,945,810
営	業利	益			14,466
営	業外場	又 益			
受	取	利	息	3,281	
為	替	差	益	32,435	
持	分法によ	る 投 資 利	益	7,313	
そ	0		他	4,420	47,451
営	業外費	費 用			
支	払	利	息	3,066	
支		数	料	1,652	
そ	0		他	2,242	6,960
経	常 利	益			54,957
特	別 利	益			
固	定 資 産	売 却	益	2,260	
投	資 有 価 証	券 売 却	益	362,099	
子		式 売 却	益	769,883	
新	株 予 約	権 戻 入	益	13,722	1,147,964
特	別損	失			
減		損	失	63,631	
投		券 評 価	損	187,050	250,681
1	合損益分配前税金等調整前				952,240
匿名					284,709
税金	等調整前当期	純 利 益			667,530
法		说 及 び 事 業	税	360,704	
法		調整	額	36,692	397,396
当	期純	利	益		270,134
1	配株主に帰属す				150,030
親会	社株主に帰属す	る 当 期 純 利	益		120,104

連結株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から) 2025年3月31日まで)

				株	主 資	本	
	資	本	金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高		879	9,556	887,054	△549,384	△445	1,216,781
当連結会計年度変動額							
親会社株主に帰属する 当期 純 利 益					120,104		120,104
連結子会社の増資による 持 分 の 増 減				△6,621			△6,621
株主資本以外の項目の連結会計 年 度 変 動 額 (純 額)							_
当連結会計年度変動額合計			_	△6,621	120,104	_	113,482
当連結会計年度末残高		879	9,556	880,433	△429,280	△445	1,330,263

	その他	その他の包括利益累計額			U 	(-t-∨et ∧ = 1
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整 勘 定	その他の包括利益 累 計 額 合 計	新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
当連結会計年度期首残高	2,513	△6,044	△3,531	81,917	3,626,143	4,921,310
当連結会計年度変動額						
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			-			120,104
連結子会社の増資による 持 分 の 増 減			_			△6,621
株主資本以外の項目の連結会計 年 度 変 動 額 (純 額)	△5,833	392	△5,440	△8,292	1,276,224	1,262,490
当連結会計年度変動額合計	△5,833	392	△5,440	△8,292	1,276,224	1,375,973
当連結会計年度末残高	△3,319	△5,652	△8,971	73,624	4,902,367	6,297,284

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

・連結子会社の数

・連結子会社の名称

17計

株式会社COOL SERVICES

株式会社COOL

株式会社ユニコーン

ZUU SINGAPORE PTE. LTD.

株式会社ZUU IFA

ZUU Funders株式会社

株式会社ZUU Wealth Management

株式会社Xpro

株式会社経済界

株式会社経済界倶楽部

ZUU ターゲットファンド for SBC Medical Group HD 投資事業

組合

ZUU ターゲットファンド for SBC Medical Group HD 2号投資 事業組合

ユニコーンターゲットファンド for シコメルフードテック投資事業 有限責任組合

ZUU & De Capitalターゲットファンド for KKday投資事業組合 ZUU ターゲットファンド for PlayMining投資事業有限責任組合 ZUU ターゲットファンド for ミツフジ投資事業有限責任組合 ZUU ターゲットファンド for ウェルディッシュ投資事業有限責任

組合

・連結の範囲の変更

当連結会計年度からZUU & De Capitalターゲットファンド for KKday投資事業組合、ZUU ターゲットファンド for PlayMining投 資事業有限責任組合、ZUU ターゲットファンド for ミツフジ投資 事業有限責任組合、ZUU ターゲットファンド for ウェルディッシ ュ投資事業有限責任組合、株式会社Xpro、株式会社経済界、株式 会社経済界倶楽部を連結の範囲に含めております。

これは、ZUU & De Capitalターゲットファンド for KKday投資 事業組合、ZUU ターゲットファンド for PlayMining投資事業有限 責任組合、ZUU ターゲットファンド for ミツフジ投資事業有限責 任組合、ZUU ターゲットファンド for ウェルディッシュ投資事業 有限責任組合は当社の子会社が業務執行組合員であり、かつそれぞ れ当該組合の存続期間の大部分を支配していると認められることか ら、連結の範囲に含めることとしたものであります。また、株式会 社Xpro、株式会社経済界及び株式会社経済界倶楽部は株式取得に 伴い連結の範囲に含めております。

(2) 持分法の適用に関する事項

・持分法を適用した関連会社数

・関連会社の名称

1計

株式会社NFT MONFY

・持分法の範囲の変更

当社は、当連結会計年度に新設した連結子会社である株式会社NET MONEYの株式の一部を、株式会社 FUNDiT と株式会社Macbee Planetに売却しました。本取引後の当社の議決権保有割合は30% となったため、株式会社NET MONEYは持分法適用会社となり、 連結の範囲から除外しております。

・持分法を適用していない関連会社 株式会社ZUUM-Aは、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余 金 (持分に見合う額) 等からみて、持分法の対象から除いても連結 計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性が ないため持分法の適用範囲から除外しております。

・持分法の適用の手続きについて 特に記載すべき事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる持分法適用会 社においては、連結決算日現在で決算に準じた仮決算を行った財務 諸表を基礎としております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は次のとおりであります。

| 会社名 | 決算日 | ZUU ターゲットファンドfor SBC Medical 11月30日 ** Group HD 投資事業組合 | ZUU ターゲットファンド for SBC Medical 1月31日 ** Group HD 2号投資事業組合 | ユニコーンターゲットファンド for シコメルフ 1月31日 ** ードテック投資事業有限責任組合 | ZUU ターゲットファンド for PlayMining 投資 9月30日 ** 事業有限責任組合 | ZUU ターゲットファンド for ミツフジ 投資事 2月28日 ** 業有限責任組合 | ZUU ターゲットファンド for ウェルディッシュ 11月30日 ** | ZUU ターゲットファンド for ウェルディッシュ 11月30日 **

※:連結決算円現在で本決算に準じた仮決算を行った財務諸表を基礎としております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

投資事業有限責任組合

イ. その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

□. 棚卸資産

仕掛品

個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)を採用しております。

- ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法
 - イ. 有形固定資産

建物は定額法、その他(工具器具備品)は定率法によっております。 なお、建物の耐用年数は8年~15年、工具器具備品の耐用年数は2年~15年であります。

口. 無形固定資産

定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の 債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上することとしております。

株主優待引当金

株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、翌連結会計年度以降に発生すると見込まれる額を計上しております。

④ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建て金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理 しております。

なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用 は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に計上しておりま す。

⑤ のれんの償却方法及び償却期間 のれんの償却については、5年間の均等償却を行っております。

⑥ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、顧客との契約について、下記の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1:顧客との契約を識別する。

ステップ2:契約における履行義務を識別する。

ステップ3:取引価格を算定する。

ステップ4:契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5:履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

当社グループにおける各サービスの収益認識基準は次のとおりであります。

① 広告関連収益

主な履行義務は当社が運営する自社メディア等に顧客の広告を掲載することであります。顧客との契約に基づき、顧客と合意した成果が得られた時点で収益を認識しております。

② メディアシステム提供・運用支援関連収益

主な履行義務は顧客企業のメディアサイト構築、コンテンツ作成及び運用支援であります。サイト構築、コンテンツ作成などの納品物を伴う業務については顧客の検収が行われた時点、運用支援等については月々の役務提供の完了時点で収益を認識しております。

③ PDCA関連サービス収益

主な履行義務は当社PDCA理論等をベースとしたコンサルティングサービスの提供であります。 顧客との契約に基づき、実施時間に応じて収益を認識しております。

④ 金融トランザクション収益

主な履行義務は金融商品仲介業、不動産仲介業、保険代理業等及び資金調達コンサルティング等のサービスの提供であります。

金融商品仲介事業、不動産仲介業については顧客との契約に基づき、顧客にサービスが提供された時点で収益を認識しております。

保険代理業は、保険会社との保険代理店委託契約に基づき、保険契約の締結の媒介・代理及び付 帯業務を行っております。保険契約が有効となった時点で主な履行義務が充足されることから、当該 履行義務を充足した時点で、保険会社との代理店委託契約から生じる保険代理店手数料の金額を収益 として認識しております。資金調達コンサルティング等については、その目的となる資金調達等の成 果が実現した時点において履行義務が充足されると判断し、同時点で収益を認識しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

前連結会計年度まで流動負債の「その他」に含めて表示しておりました「契約負債」は金額的重要性が増したため、当連結会計年度より、区分掲記しました。

なお、前連結会計年度の「契約負債」は34,311千円です。

3. 会計上の見積りに関する注記

のれんの評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 のれん

177.485千円

- (2) 連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報
 - ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法 連結計算書類に計上しているのれんは、株式会社AWZ(現 株式会社ZUU Wealth Management)及 び株式会社経済界、株式会社経済界倶楽部を取得した際に生じたものであり、取得時における将来事業計

画に基づき算定された超過収益力であります。

② 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

のれんの金額算定の基礎となる将来事業計画の収益見積りの基となる指標は、株式会社ZUU Wealth Managementについては、顧客(金融商品取引業者、保険会社等)の数、及び、仲介業務を実施する業務委託契約先のIFA(独立系フィナンシャル・アドバイザー)の人数の見込等であります。また、株式会社経済界及び株式会社経済界倶楽部については、当社との連携による経済界倶楽部の会員数、経済界の経営者ネットワークに対する資金調達支援等のサービス拡大による獲得収益、並びにコストの見直しによる収益性改善の見込等であります。両社ともに、当社のデジタル・マーケティングの顧客基盤、金融商品等の仲介を通じたシナジー効果を勘案し、事業計画を策定しております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

これらの見積りにおいて用いた仮定は合理的であると判断しておりますが、将来の不確実な状況変化により、仮定の見直しが必要となった場合には翌連結会計年度の連結計算書類において、減損損失の計上が必要となる可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

17.435千円

(2) 現金及び預金

「現金及び預金」の中には、フィンテック・トランザクション事業に係る顧客からの一時的な預り金が 含まれております。

なお、これに見合う以下の債務が流動負債に含まれております。

顧客預り金 13,480千円

(3) 当座貸越契約及び貸出コミットメント契約

当社グループは、資本効率の向上及び資金調達の安定性の確保を目的として、取引先金融機関5行と当 座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。当連結会計年度末における当該契約に係る 借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額及び貸出コミットメント契約の総額	1,200,000千円
借入実行残高	-千円
差引額	1,200,000千円

上記の貸出コミットメント契約(契約総額400,000千円、当連結会計年度末借入実行残高 – 千円)について、以下の財務制限条項が付されています。 (契約ごとに条項は異なりますが、主なものを記載しております。)

- ① 各連結会計年度末における純資産の部の金額を、前年同期比75%以上に維持すること。
- ② 各連結会計年度末における経常損益を2期連続で赤字としないこと。

(4) 財務制限条項

当社は取引銀行と長期借入金契約を締結しております。この契約には、下記の財務制限条項が付されております。当該財務制限条項に抵触した場合は、期限の利益を失うこととされております。なお、当該財務制限条項の対象となる借入金の金額は、1年以内返済予定長期借入金25,992千円、長期借入金47,692千円であります。

- ①2024年3月期以降、各連結会計年度の末日における連結貸借対照表の純有利子負債の金額を連結損益計算書におけるEBITDAで除した値を0以上4以下に維持すること。
- ②株式会社AWZ(現 株式会社ZUU Wealth Management)の各事業年度の決算期における単体の損益 計算書に示される経常損益、のれん償却額の合計から法人税等を控除した額について、2024年3月期 以降、前事業年度との2期平均で20百万円を下回らないこと。

(5) 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産及び当該担保権によって担保されている債務は次のとおりであります。

担保に供している資産

子会社株式(注)	142,500千円
担保に係る債務	
1年以内返済予定長期借入金	25,992千円
長期借入金	47,692千円
計	73,684千円

(注)上記の子会社株式に関しましては連結計算書類上、相殺消去しております。

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 4,749,860株

- (2) 剰余金の配当に関する事項
 - ① 配当金支払額等 該当事項はありません。
 - ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの該当事項はありません。

(3) 当連結会計年度の末日における新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的 となる株式の種類及び数

普诵株式 105,840株

7. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項
 - ① 金融商品に対する取組方針 当社グループは、長期事業投資計画等に照らして必要な資金を自己資金及び銀行借入により調達してお ります。一時的な余資は普通預金で保有しております。
 - ② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク 営業債権である売掛金及び営業貸付金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券につい

ては、ファンドが保有する株式等の他、業務上の関係を有する企業の株式であり、価格変動リスク、信用 リスク、市場流動性リスク等のリスクに晒されております。敷金及び保証金は、主として本社オフィス等 の賃貸借契約に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されております。また、営業債務である買掛 金、未払金及びフィンテック・トランザクション事業において投資家が出資した金銭等である匿名組合出 資預り金は流動性リスクに晒されております。短期借入金の使途は、主に運転資金及び設備資金でありま す。このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク (取引先の債務不履行等に係るリスク) の管理

当社は、営業債権については主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ロ. 市場リスクの管理

当社グループは、投資有価証券の一部について、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、また、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

- ハ. 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理 当社は、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持等により流動性リスクを 管理しております。匿名組合出資預り金については匿名組合契約に基づき資金繰計画を作成・更新す るとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。
- ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額 が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採 用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額	時 価	差額
投資有価証券	3,801,457	3,801,457	_
敷金及び保証金	96,967	75,466	△21,500
営業貸付金	2,153,280	2,151,829	△1,450
資産計	6,051,704	6,028,753	△22,951
匿名組合出資預り金	2,153,280	2,151,829	△1,450
長期借入金 (1年以内返済予定を含む)	297,180	291,127	△6,052
負債計	2,450,460	2,442,957	△7,502

- (注) 1. 「現金及び預金」「売掛金」「預け金」「買掛金」「未払金」「顧客預り金」「未払法人税等」については、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
 - 2. 市場価格のない株式等は、時価開示の対象に含めておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位:千円)

区分	連結貸借対照表計上額
投資有価証券 非上場株式 関連会社株式	161,176 12,316

3. 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1 年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,623,451	_	_	_
売掛金	398,181	_	_	_
営業貸付金	2,153,280	_	_	_
預け金	30,545	_	_	_
敷金及び保証金	_	_	455	96,512
合計	5,205,458	_	455	96,512

4. 長期借入金(1年以内返済予定を含む)の連結決算日後の返済予定額

	1年以内(千円)	1 年超 2 年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5 年超 (千円)
長期借入金(1 年以内返済予 定を含む)	121,740	80,940	44,826	17,855	14,952	16,867
合計	121,740	80,940	44,826	17,855	14,952	16,867

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時

価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算

定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位:千円)

区分	時価				
	レベル1	レベル2	レベル3	合計	
投資有価証券					
その他有価証券					
株式	1,989,537	_	_	1,989,537	
転換社債型新株予 約権付社債	_	_	1,811,920	1,811,920	
資産計	1,989,537	_	1,811,920	3,801,457	

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル 1 の時価に分類しております。

ファンドが保有する非上場の転換社債型新株予約権付社債については重要な観察できないインプットを時価の算定に用いているため、レベル3の時価に分類しております。

② 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位:千円)

区分	時価					
<u>△</u>	レベル1	レベル2	レベル3	合計		
敷金及び保証金	_	75,466	_	75,466		
営業貸付金	_	2,151,829	_	2,151,829		
資産計	_	2,227,296	_	2,227,296		
匿名組合出資預り金	_	2,151,829	_	2,151,829		
長期借入金(1年以内 返済予定を含む)	_	291,127	_	291,127		
負債計	_	2,442,957	_	2,442,957		

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、返還時期を見積もったうえ、将来キャッシュ・フローを国債

の利回りで割り引いた現在価値により算出しているため、レベル2に分類しております。

営業貸付金

営業貸付金の時価については、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算出しているため、レベル2に分類しております。

匿名組合出資預り金

匿名組合出資預り金の時価については、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算出しているため、レベル2に分類しております。

長期借入金(1年以内返済予定を含む)

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残余期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しているため、レベル2に分類しております。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:千円)

	報告セク		
	フィンテック・	フィンテック・	合計
	プラットフォーム	トランザクション	
広告関連収益	525,218	_	525,218
メディアシステム提供・ 運用支援関連収益	579,558	_	579,558
PDCA関連サービス収益	_	340,451	340,451
金融トランザクション収益	_	1,548,489	1,548,489
外部顧客への売上高	1,104,777	1,888,941	2,993,718

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

連結注記表の「1.連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等(4)会計方針に関する事項⑥その他連結計算書類の作成のための重要な事項重要な収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

- (3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報
 - ① 顧客等との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の期首残高及び期末残高 当連結会計年度における顧客との契約から生じた債権、契約負債は次のとおりです。なお、当社グループにおいて、契約資産はありません。

	当連結会計年度期首	当連結会計年度期末
顧客との契約から生じた債権 (売掛金)	300,165千円	398,181千円
契約負債	34,311千円	108,064千円

なお、当連結会計年度期首時点の契約負債残高34,311千円は、当連結会計年度の収益として計上されています。当連結会計年度における契約負債の主な増加要因は株式会社経済界倶楽部を子会社したことによるものです。当該契約負債は年会費の前受によるものであり、1年以内に履行義務が充足されます。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を 適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しています。

また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1 株当たり純資産額278円19銭(2) 1 株当たり当期純利益25円29銭

(3) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益 25円26銭

10.企業結合に関する注記

2025年3月24日に当社は株式会社経済界の発行済株式総数の40.3%を、現金を対価として33,401千円にて取得しました。また同社の役員の過半を選任する権利を得たことから、株式会社経済界及びその子会社である株式会社経済界倶楽部(以下あわせて「経済界」と総称)を連結の範囲に含めております。

経済界が長年育んできた雑誌の読者基盤や経営者基盤と、当社のフィンテック・トランザクション領域の金融事業やコンサルティング事業が連携することで、相互の顧客紹介や提供価値の向上など、双方の事業基盤を強化するために株式を取得いたしました。企業結合日に受け入れた資産は165,602千円、及び引き受けた負債の金額は247,232千円であり、この結果、取得対価との差額でのれん115,031千円を計上しております。

11.重要な後発事象に関する注記

当社の連結子会社であるZUU ターゲットファンド for ミツフジ 投資事業有限責任組合は、2025年4月11日に、ミツフジ株式会社が発行する無担保転換社債型新株予約権付社債およびD種種類株式を取得する投資を実行いたしました。投資金額の合計は824.999千円であります。

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

科目	金 額	科目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
	1 470 000	流 動 負 債	708,285
流 動 資 産	1,470,880	費 掛 金	74,837
現 金 及 び 預 金	992,707	1 年内返済予定の長期借入金	93,192
売 掛 金	374,994	未 払 金	157,154
	854	未払費用	32,613 277,251
		未払法人税等	49,619
前払費用	11,556	契 約 負 債	10,104
関係会社貸付金	199,775	預り金	
その他	115,485	株主優待引当金	11,152
	△224 , 493	関係会社事業損失引当金 そ の 他	1,817 541
		でいます 12 12 12 12 12 12 12 1	93,551
固 定 資 産	387,514	 	74,092
有 形 固 定 資 産	0		19,459
建物(純額)	0	負 債 合 計	801,837
工具器具備品(純額)	0	(純 資 産 の 部)	
		株 主 資 本	982,932
無形固定資産	0	資 本 金	879,556
そ の 他	0	資 本 剰 余 金	864,556
投資その他の資産	387,514	資 本 準 備 金	864,556
 関係会社株式	215,031	利 益 剰 余 金	△760,734
		その他利益剰余金	△760,734
投資有価証券	100,000	繰 越 利 益 剰 余 金	△760,734
敷 金 及 び 保 証 金	72,482	自己株式	△445
		新 株 予 約 権	73,624
<u> </u>		純 資 産 合 計	1,056,557
資 産 合 計	1,858,394	負 債 純 資 産 合 計	1,858,394

損益計算書

(2024年4月1日から) 2025年3月31日まで)

	科					B		金	額
売			上		高				1,929,274
売		上		原	価				735,552
売	_	Ŀ	総	利	益				1,193,721
販	売 費	及	Ω, —	- 般 管	理 費				1,597,806
営		業		損	失				△404,085
営	3	¥	外	収	益				
	受		取		利		息	722	
	そ			\mathcal{O}			他	833	1,556
営	€	¥	外	費	用				
	支		払		利		息	3,066	
	貸	倒	引	当 金	繰	入	額	69,500	
	支	1	払	手	数		料	1,652	
	為		替		差		損	161	
	そ			\mathcal{O}			他	2,240	76,620
経		常		損	失				△479,149
特		別		利	益				
	古	定	資	産	売	却	益	2,260	
	新	株	予	約 権	戻	入	益	13,722	
	子	会	社	株 式	売	却	益	769,883	785,865
特		別		損	失				
		係 :	会 社	上 株 :	式評	価	損	36,500	
	減		損		損		失	63,631	100,131
税	引	前			純	利	益		206,584
	法 人		、住		及び	事 業	税	258,643	
	法	人	税	等	調	整	額	35,272	293,915
当		期		純	損		失		△87,330

株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から) (2025年3月31日まで)

			株	主 資	本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益 剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	新 株 予約権	純資産 計 合計
				繰越利益 剰余金	숨 計				
当 期 首 残 高	879,556	864,556	864,556	△673,403	△673,403	△445	1,070,263	81,917	1,152,180
当 期 変 動 額									
当期純損失 (△)				△87,330	△87,330		△87,330		△87,330
株主資本以外の項目の合計 年度変動額(純額)								△8,292	△8,292
当期変動額合計	_	_	_	△87,330	△87,330	_	△87,330	△8,292	△95,623
当 期 末 残 高	879,556	864,556	864,556	△760,734	△760,734	△445	982,932	73,624	1,056,557

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券の評価基準及び評価方法
 - イ. 関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

- 口. その他有価証券
 - ・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

什掛品

個別法に基づく原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)を採用しております。

- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産

建物は定額法、工具器具備品は定率法によっております。

なお、建物の耐用年数は8~15年、工具器具備品の耐用年数は2~15年であります。

② 無形固定資産

定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の 債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上することとしております。

株主優待引当金

株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、翌事業年度以降に発生すると見込まれる額を計上しております。

関係会社事業損失引当金

関係会社の事業の損失に備えるため、関係会社に対する出資金額を超えて、当社が負担することとなる 損失見込額を計上しております。

(4) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建て金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理して おります。 (5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

収益及び費用の計上基準

当社は、顧客との契約について、下記の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1:顧客との契約を識別する。

ステップ2:契約における履行義務を識別する。

ステップ3:取引価格を算定する。

ステップ4:契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5:履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

当社における各サービスの収益認識基準は次のとおりであります。

① 広告関連収益

主な履行義務は当社が運営する自社メディア等に顧客の広告を掲載することであります。顧客との契約に基づき、顧客と合意した成果が得られた時点で収益を認識しております。

② メディアシステム提供・運用支援関連収益

主な履行義務は顧客企業のメディアサイト構築、コンテンツ作成及び運用支援であります。サイト構築、コンテンツ作成などの納品物を伴う業務については顧客の検収が行われた時点、運用支援等については月々の役務提供の完了時点で収益を認識しております。

③ PDCA関連サービス収益

主な履行義務は当社PDCA理論等をベースとしたコンサルティングサービスの提供であります。 顧客との契約に基づき、実施時間に基づき収益を認識しております。

④ 金融トランザクション収益

主な履行義務は不動産仲介業及び資金調達コンサルティング等のサービスの提供であります。 不動産仲介業については、顧客との契約に基づき、顧客にサービスが提供された時点で収益を認識 しております。

資金調達コンサルティング等については、その目的となる資金調達等の成果が実現した時点において履行義務が充足されると判断し、同時点で収益を認識しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

関係会社株式

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 子会社株式及び関連会社株式

215,031千円

- (2) 計算書類利用者の理解に資するその他の情報
 - ① 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法 計算書類に計上している関係会社株式は、主に株式会社AWZ(現 株式会社ZUU Wealth Management)及び株式会社経済界の株式の取得原価であります。
 - ② 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定 当社は関係会社株式について、超過収益力を反映した実質価額と取得原価とを比較することにより、減 損処理の要否を判断しております。

超過収益力の評価においては、対象会社の将来の事業計画を基礎として超過収益力を見積もっており、当該事業計画における重要な仮定の内容については、連結計算書類「3.会計上の見積りに関する注記のれんの評価」に記載のとおりであります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 16.638千円

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権310,988千円短期金銭債務53,397千円

(3) 当座貸越及びコミットメントライン

当社は、資本効率の向上及び資金調達の安定性の確保を目的として、取引先金融機関5行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。当事業年度末における当該契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額及び貸出コミットメント契約の総額	1,200,000千円
借入実行残高	-千円
差引額	1,200,000千円

上記の貸出コミットメント契約(契約総額400,000千円、当事業年度末借入実行残高-千円)について、以下の財務制限条項が付されています。(契約ごとに条項は異なりますが、主なものを記載しております。)

- ① 各連結会計年度末における純資産の部の金額を、前年同期比75%以上に維持すること。
- ② 各連結会計年度末における経常損益を2期連続で赤字としないこと。

(4) 財務制限条項

当社は取引銀行と長期借入金契約を締結しております。この契約には、下記の財務制限条項が付されております。当該財務制限条項に抵触した場合は、期限の利益を失うこととされております。なお、当該財務制限条項の対象となる借入金の金額は、1年以内返済予定長期借入金25,992千円、長期借入金47,692千円であります。

- ①2024年3月期以降、各事業年度の末日における連結の貸借対照表における純有利子負債の金額を、当該決算期における連結の損益計算書におけるEBITDAで除した値を0以上4以下に維持すること。
- ②買収対象会社の各事業年度の決算期における単体の損益計算書に示されるキャッシュ・フローについて、2024年3月期以降、前事業年度との2期平均で20百万円を下回らないこと。
- (5) 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産及び当該担保権によって担保されている債務は次のとおりであります。

担保に供している資産

子会社株式	142,500千円
担保に係る債務	
1年以内返済予定長期借入金	25,992千円
長期借入金	47,692千円
	73,684千円

4. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売	売 上		高	35,516千円
営	業	費	用	46,717千円
主業耳	区引以	外	の取引高	282千円

(2) 関係会社株式評価損

36.500千円

関係会社株式評価損は、株式会社ユニコーンの株式に係るものであります。

(3) 子会社売却益

769.883千円

当社は、当事業年度に新設した連結子会社である株式会社NET MONEYの株式の一部を、株式会社 FUNDiT と株式会社Macbee Planetに売却したことにより子会社株式売却益を計上しております。

(4) 固定資産の減損

63,631千円

当社の事業に係る建物56,301千円、工具器具備品7,287千円及びその他の無形固定資産41千円について、 当初想定していた収益を見込めなくなったため、減損損失を計上しております。

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式 224株

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金	70,757千円
関係会社事業損失引当金	572千円
未払事業税	13,381千円
減価償却費	18,715千円
資産除去債務	6,133千円
関係会社株式評価損	366,663千円
投資有価証券評価損	34,859千円
その他	8,438千円
繰延税金資産小計	519,523千円
評価性引当額	△519,523千円
繰延税金資産合計	一千円
繰延税金負債合計	-千円
繰延税金資産の純額	一千円

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種		類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高(千円)
子	会	社	Z U U SINGAPORE PTE. LTD.	所有 直接 100.0%	役員の兼任	費用の立替 (注1) (注4)	_	関係会社未収入金	25,532
		所有	業務委託	業務委託 (注10)	6,000	関係会社	26,243		
				費用の立替 (注1) (注6)	_	関係会社 未収入金	44,034		
子	会	社	株式会社COOL	±COOL 間接 83.9%	資金の援助従業員派遣	資金の貸付 (注2) (注6)	69,500	関係会社 貸付金	146,600
			利息の受取 (注2) (注6)	-	関係会社 未収入金	830			
子	会	社	株 式 会 社	所有 直接	資金の援助、	資金の貸付 (注2) (注5)	_	関係会社 貸付金	33,175
	五	仁	COOL SERVICES	83.9%		利息の受取 (注2) (注5)	_	関係会社未収入金	227
子	会	社	株式会社コニコーン	所有 直接 83.7%	従業員派遣	増資の引受 (注9)	36,500	_	_
			株式会社ZUU	所有	業務受託	業務受託 (注3)	5,500	売 掛 金	132
子 会 社 W e a	W e a l t h Management	直接 100%	役員の兼任被債務保証被担保提供	被債務保証 (注7) 被担保提供 (注8)	73,684	_	-		
			ar ta		業 務 受 託 (注11)	28,071	売 掛 金	30,878	
					費用の立替 (注 1)	_	関係会社未収入金	26,948	
	ZUU Funders 株式会社		業務受託役員の兼任	資金の回収 (注2)	30,000	関係会社 貸付金	_		
				利息の受取 (注2)	222	_			

周 本 仝 社	基会社 株式 会 社 NET MONEY	所有 直接 30.0%	資金の援助 業務委託	資金の貸付 (注2)	20,000	関係会社 貸付金	20,000
関連会社				業務委託 (注12)	40,717	買掛金	27,234

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 当社は、業務経費の立替払いを行っており、かかる費用を請求しております。
 - 2. 資金の貸付及び利息の受取については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。
 - 3. 当社は、広告の企画・制作・掲載等の委託業務を請負っております。業務委託収入につきましては、業務内容を勘案し、両社協議のうえ合理的に決定しております。
 - 4. 連結子会社であるZUU SINGAPORE PTE. LTD.への流動資産の「その他」に含まれております関係会社未収入金に対し、貸倒引当金19,140千円及び貸倒引当金繰入額(販売費及び一般管理費)976千円をそれぞれ計トしております。
 - 5. 連結子会社である株式会社COOL SERVICESへの関係会社貸付金及び流動資産の「その他」に含まれております関係会社未収入金に対し、貸付先の財政状態を勘案して、貸倒引当金35,059千円を計上しております。
 - 6. 連結子会社である株式会社COOLへの関係会社貸付金及び流動資産の「その他」に含まれております 関係会社未収入金に対し、貸付先の財政状態を勘案して、貸倒引当金165,220千円及び貸倒引当金繰 入額(営業外)69,500千円、貸倒引当金繰入額(販売費及び一般管理費)4,754千円をそれぞれ計上し ております。
 - 7. 当社は銀行借入に対して、子会社である株式会社ZUU Wealth Managementより債務保証を受けております。当該借入金の金額は、73,684千円であります。なお、保証料などの支払は行っておりません。
 - 8. 当社は銀行借入に対して、子会社である株式会社ZUU Wealth Managementより同社の株式の担保 提供を受けております。取引金額には担保に対応する当該借入金の金額73,684千円を記載しており ます。
 - 9. 増資の引き受けは、子会社が行った増資を引き受けたものであります。
 - 10. 当社は、金融商品に関する仲介業務を委託しております。業務委託費につきましては、業務内容を勘案し、両社協議のうえ合理的に決定しております。
 - 11. 当社は、顧客紹介業務を受託しております。紹介手数料につきましては、業務内容を勘案し、両社協議のうえ合理的に決定しております。
 - 12. 当社は、WEBメディアの運営に関する業務を委託しております。業務委託費につきましては、業務 内容を勘案し、両社協議のうえ合理的に決定しております。

8. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、個別注記表の「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1 株当たり純資産額

206円95銭

(2) 1株当たり当期純損失(△)

△18円39銭

10.重要な後発事象に係る注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月26日

株式会社ZUU

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員業務執行社員指定有限責任社員

業務執行計員

公認会計士 川 □ 泰 広

公認会計士 中 井 雅 佳

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ZUUの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ZUU及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し 適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表 示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、 リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討 する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査 証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査関に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月26日

株式会社ZUU

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

 指定有限責任社員
業務執行社員
指定有限責任社員
業務執行社員
 公認会計士
 川
 □
 泰
 広

 公認会計士
 中
 井
 雅
 佳

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ZUUの2024年4月1日から2025年3月31日までの第12期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を 作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作 成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視すること にある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査 人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する 内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見 積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した 監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不 確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合 は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する 計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求 められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事 象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に 準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並び に計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第12期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会 決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及 び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求 め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、 重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要 に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産 の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通 及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部 統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項 は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月26日

株式会社 Z U U 監査等委員会 常勤監査等委員 髙 掲 正 利 印 監査等委員 髙 見 由 香 里 印 監査等委員 駒 林 素 行 印

(注) 監査等委員髙橋正利、髙見由香里及び駒林素行は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上